

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(発行日取引の委託についての約諾書の差入れ)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 顧客は、前項の規定による約諾書の差入れに代えて、取引参加者からその用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第60条に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。)の種類及び内容を提示され、取引参加者に書面又は電磁的方法による承諾をした場合には、電磁的方法により、当該約諾書の内容を承諾した旨を取引参加者に通知することができる。この場合において、当該顧客は、当該約諾書を取引参加者に差し入れたものとみなす。</u></p> <p><u>3 前項に規定する書面又は電磁的方法による承諾を得た取引参加者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を行わない旨の申出があったときは、電磁的方法によって当該顧客から前項の規定による通知を受け入れてはならない。ただし、当該顧客が再び当該承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p>(信用取引口座設定約諾書の差入れ)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による約諾書の差入れについて準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年3月10日から施行する。</p>	<p>(発行日取引の委託についての約諾書の差入れ)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(信用取引口座設定約諾書の差入れ)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>